

平成25年度第3回 新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討
委員会

日時 2013年5月23日（木）

午前9時30分

場所 災害対策本部室

日 程

1 開会

2 議題

(1) 合同検討会議（5月24日）の開催について（資料1）

(2) 一次素案（専門部会案）について（合同検討会議（5月24日開催）資料）

(3) その他

新たな指針に係る議会の関与について（資料2）

3 閉会

（事務局 企画政策課 内線2171）

新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討委員会・同専門部会合同検討会議開催要領

1 目的

新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討委員会委員と同専門部会委員が協力して検討を進め、一次素案の概要を決定する。

2 開催内容

- (1) 日時 2013年5月24日（金）午後5時から9時まで
- (2) 場所 総合防災センター4階災害対策本部室
- (3) 日程

時刻	内容
5 : 0 0	開会
5 : 0 5	専門部会報告（一次素案の経過報告・内容説明）
5 : 3 5	一次素案に関する質疑・意見交換 その他
9 : 0 0	閉会

3 出席者

庁内策定検討委員会委員及び同専門部会委員

新たな指針に係る議会の関与について

1 総合計画策定における議会の関与

総合計画の策定においては、将来像や基本政策の方向性の検討に当たり、次のとおり議会からの意見聴取等が行われていました。

(1) 総合計画審議会への委員選出

総合計画審議会には、主要会派より5名程度の委員が選出され、策定過程において意見が聴取されていました。

(2) 議員全員協議会での報告

総合計画の策定過程は議員全員協議会において報告され、意見が聴取されていました。

(3) 基本構想の議決

地方自治法の規定に基づき基本構想について議決されていました。現在は、地方自治法の改正により基本構想の制定と議会の議決の義務付けが廃止されています。

2 新たな指針における議会の関与

新たな指針については行政の重点化計画として位置づける予定であり、総合計画の課題であった総花的な計画事業の位置づけを重点的に取り組む事業の選択に転換することとしています。そのため、事業の網羅性は相対的に低くなりますが、議事機関として住民から直接選挙された議員で構成される議会からの意見を反映し、意思を付加することは、市の将来像や重要政策を位置づける上で必要なものと考えます。議会の関与の方法については、次のとおり検討しています。

(1) 議員全員協議会等での報告

指針の策定過程について、議員全員協議会等の開催を依頼し、検討状況をその節目ごとに報告し、意見を聴取します。

(2) 都市宣言等による議事機関としての意思の反映

ア 都市宣言等の議決

都市宣言、まちづくり憲章、市政参画条例等のなかに、将来像等の要素を盛り込み上程します。その場合、見直し条項又は改定の余地について考慮す

る必要があります。

イ 指針の議決

新たな指針の長期展望，将来像，重点政策等について議会上程します。